

加賀市が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等

平成17年10月1日

告示第15号

改正 令和7年12月26日告示第145号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関し定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 市が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る競争入札に参加することができるものは、第5条に規定する項目において審査の結果、市長が認めたものとする。

(資格審査の申請)

第3条 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加者資格審査申請書(以下「申請書」という。)を平成19年を始期とし、以後3年ごとの1月4日から2月末日までの間(以下「提出期間」という。)に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、提出期間に提出しない者であって、競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、毎年6月1日から同月10日までの間、10月1日から同月10日までの間又は提出期間を除く1月4日から2月末日までの間に、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、隨時に申請書を市長に提出することができるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
 - (2) 前2項に規定する申請書を提出する日(以下「申請日」という。)の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)において販売高又は製造高のない者
 - (3) 申請日の1月前までに納期限の到来した国税、県税及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年加賀市条例第35号)第2条第3項に規定する市税等の滞納がある者
 - (4) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これを得ていないもの
- (申請書の添付書類)

第4条 申請書には次の書類(第7号については、物品の製造の請負に係る資格審査を受けようとするものに限る。)を添付しなければならない。

- (1) 直前決算における貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書
- (2) 納税証明書
- (3) 事業に関し、必要とされる許可又は認可等若しくは登録又は届出を証する書類の写し
- (4) 登記事項証明書(個人の場合は身分証明書)
- (5) 使用印鑑届
- (6) 希望する営業種目等
- (7) 製造用機械器具の名称、種類、能力及び数量を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する書類

2 申請書及び添付書類の関係用紙は、契約担当課において交付する。

3 第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる書類については、それぞれの発行官公署等において定めた様式によるものとする。

4 前条の申請時期に石川県知事に対し競争入札に参加する資格の審査を申請している者は、第1項第3号及び第4号に掲げる書類を添付している場合、当該書類の写しをもって添付書類に代えることができる。

(資格審査の項目)

第5条 競争入札参加者の資格審査は、次に規定する項目(第6号については、物品の製造の請負業に限る。)について行う。

- (1) 営業年数 申請日の1月前までの営業年数
- (2) 従業員数 申請日の1月前において常時雇用している従業員数
- (3) 自己資本の額 直前決算における自己資本の額(法人にあっては資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額とし、個人にあっては総資本の額とする。)
- (4) 流動比率 直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た百分比
- (5) 年間販売(製造)高 直前決算における販売(製造)高
- (6) 機械、設備等の額 直前決算における機械、設備等の額

(資格の決定通知)

第6条 市長は、資格審査の結果、第3条に規定する申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が競争入札参加者資格を有すると決定したときは、当該申請者にこの旨を通知するものとす

る。

(資格の有効期間)

第7条 競争入札参加者資格は、第3条第1項の規定により資格審査が行われる年の4月1日から起算して3年間有効とする。

2 第3条第2項の規定による競争入札参加者資格については、前項に規定する有効期間の残存期間とする。

(申請書の変更届)

第8条 競争入札参加者資格を有する者は、次の各号のいずれかに変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所(所在地)
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者の職又は氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 委任事項等

(資格の取消し等)

第9条 市長は、競争入札参加者資格を有する者が、政令第167条の4第2項に規定する事由に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人又はその他の使用人若しくは入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の加賀市が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(昭和62年加賀市告示第50号)又は物品の製造の請負、物品の購入、建設工事以外の委託業務等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成9年山中町告示第23号)(以下こ

これらを「合併前の告示」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 第7条の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の告示の規定により決定を受けた競争入札参加者資格の有効期間は、平成18年度末までとする。この場合において、旧加賀市の区域において平成17年3月31日以前に資格登録を受け、かつ、旧山中町の区域において資格登録を受けていない者は、平成18年2月中に第4条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を提出しなければならない。

附 則(令和7年12月26日告示第145号)

この告示は、令和8年1月1日から施行する。